

平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 システム・ロケーション株式会社  
代表者名 代表取締役社長 千村 岳彦  
(コード番号 2480 ジャスダック)  
問合せ先 取締役管理部長 橋本 祐紀典  
(TEL. 03-3234-1058)

## 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 38 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

①「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 15 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の規定を新設、また、呼称および引用条文等が変更になったことからその修正ならびに条数変更を行うものであります。

②「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 87 号）が 2005 年 2 月 1 日に施行され、電子公告が認められたことから、従来の新聞紙面の公告ではなく所要のホームページに公告を掲載することによる公告機能の利便性の向上、公告掲載費用の削減に鑑み、電子公告制度の採用ならびに予備的公告方法を定めるため所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、添付新旧対照表のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日

以 上

定款変更案 システム・ロケーション株式会社 新旧対照表

現行定款(旧)	変更案(新)
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、システム・ロケーション株式会社と称し、英文ではSystem Location Co., LTDと表示する。	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (2) (略)	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。
第2章 株式	第2章 株式
(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、2,566,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,566,000株とする。 (削除)
(新設)	(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第6条 当社の1単元の株式の数は、100株	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

現行定款(旧)	変更案(新)
<p>とする。</p> <p>2 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。<u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式を有する株主の権利)</u></p> <p><u>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録の手続、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 <u>当社の株券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する取扱いならびに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらか</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 (第1項削除)</p> <p><u>当社は、本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>

現行定款(旧)	変更案(新)
<p><u>じめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p>	<p>(株主総会の招集) 第13条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第15条 (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p>	<p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または</p>

現 行 定 款 (旧)	変 更 案 (新)
	記録する。
(新設)	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数) 第 14 条 当社の取締役は、10 名以内とする。	(員数) 第 20 条 (現行どおり)
(選任方法) 第 15 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 3 取締役の選任決議は、 <u>累積投票によらないものとする。</u>	(選任方法) 第 21 条 (現行どおり) 2 取締役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 (現行どおり)
(任期) 第 16 条 取締役の任期は、 <u>就任後 2 年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任取締役の任期の満了すべき時</u> までとする。	(任期) 第 22 条 取締役の任期は、 <u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任取締役の任期の満了する時</u> までとする。
(取締役会の招集権者及び議長) 第 17 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 3 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 (現行どおり) 3 (削除)

現行定款(旧)	変更案(新)
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 18 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、取締役会長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(報酬)</p> <p>第 19 条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 20 条 <u>当社は、商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、善意にしてかつ重</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合</u></p>

現行定款(旧)	変更案(新)
<p>大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の<u>会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
第5章 監査役	第5章 監査役
<p>(員数)</p> <p>第<u>21</u>条 当社の監査役は、3名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第<u>31</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第<u>22</u>条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第<u>23</u>条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第<u>33</u>条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p>
<p>(報酬)</p> <p>第<u>24</u>条 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第<u>34</u>条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>25</u>条 当社は、監査役(監査役であったものを含む。)の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(2項 新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>35</u>条 当社は、監査役(監査役であったものを含む。)の<u>会社法第423条第1項の責任</u>につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の<u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
第6章 計算	第6章 計算

現行定款(旧)	変更案(新)
<p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第26条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第27条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(2項 新設)</p>	<p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 前項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第29条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
<p>(附則)</p> <p>第30条 <u>本定款の変更については、平成17年12月1日より効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生後削除する。</u></p>	<p>(削除)</p>

以上